

横浜市庁舎における飲料自動販売機設置仕様書

1 公募物件

物件番号 1

所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (㎡)	最低貸付料 (円/年又は歩合率)
中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎(3階～31階) (貸付場所は、別紙参照)	24台	36.00㎡	10,104,000円 (販売実績の20%以上)

物件番号 2

所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (㎡)	最低貸付料 (円/年又は歩合率)
中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎(3階～31階) (貸付場所は、別紙参照)	24台	36.00㎡	10,104,000円 (販売実績の20%以上)

2 販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積(使用済み容器回収ボックス含む)は、【設置場所(平面図)】に示す設置範囲に収まる貸付面積以内の大きさとし、次の通りとする。

①缶・ペットボトル自販機：W1200×D950×H2000以内、重量約800kg以下

②カップ式自販機：W1200×D900×H2000以内、重量約800kg以下

※奥行き(D)は、転倒防止板を含めた長さとする。

※重量は飲み物を入れた状態とし、転倒防止板等も含めた重量とする。

(2) デザイン

ア 障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとし、以下の機能を設置すること。

- ・受け皿付きコイン投入口
- ・受け皿付きコイン返却口
- ・返却レバー(小さい力で容易に操作が可能なもの)
- ・商品返却補助ボタン

イ 本体は白色で業者名等の記載がないものとする。

(3) 災害援助ベンダー

ア 災害発生時に、貸付人が飲料の提供を必要と判断した場合には、借受人が所有する自動販売機内全ての飲料を無償で提供すること。

イ 災害発生時には非常用電源を使用し対応すること。

ウ 高層階（9階～31階）の共用部（議会棟を除く）に設置する販売機には電光掲示板を設置し、災害時情報を提供すること（通常時には市政ニュース等を提供すること）。

(4) 販売品目の条件

- ア 販売品目は清涼飲料水とし、酒などアルコール類やタバコの販売は行わないこと。
- イ 形態は、缶、ペットボトル、紙パックなど密閉式容器に入った飲料水の販売とする。
なお、瓶入り飲料などその他の形態による販売は行わないこと。
- ウ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- エ 「はまっ子どうしペットボトル500ml」を1列収納すること。その他の商品の具体的な構成については、貸付人と協議すること。

(5) 利用者への配慮事項

500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。（将来的に新硬貨・新札に対応可能な機種とすること。）

(6) 環境対策

- ア 販売機は、以下の機能を持つ販売機とすること。
 - ・ノンフロン対応機
 - ・ヒートポンプ機能
 - ・部分冷却、加温システム
 - ・真空断熱材
- イ 冷却運転時間の短縮や照明の消灯など、可能な限り節電・省エネの対応をすること。
また、自動販売機に節電機能についての表示を設置すること。

(7) 空容器の回収箱

- ア 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で貸付者の指定する場所に設置し、外観色は周辺環境に配慮したものとする。
- イ 回収箱は、空容器の分別が可能なものとし、外側から容易に内容物を視認できる形状のもので、90L程度のゴミ袋で対応可能なものとする。
- ウ ごみ袋は、バイオマスプラスチックの含有量が10%以上のものとする。
- エ 防音マットを敷く等、投入時の音が軽減されるような工夫をすること。

(8) マイカップ対応機能

カップ式自動販売機については、マイカップ対応型自動販売機とすること。

(9) 電子マネー対応

電子マネー（カード及びスマートフォン決済）が可能であること。

3 管理運営上の遵守事項

(1) 設置

自動販売機の設置にあたっては、安全対策としてJIS規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。

(2) 管理運営

ア 借受人は、販売機の設置、管理、運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務）

下記「フルオペレーションの基本的な考え」参照)を行い、商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行うこと。

- イ 商品の搬入、廃棄物の搬出等は、平日の9時30分から13時30分の間に行うこと。また、使用できる駐車枠(2台分)の中で駐車時間が重ならないように、事業者間で調整すること。なお、搬出入の駐車時間については、事前に届け出ること。
- ウ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。
- エ 回収箱の空容器は、設置事業者の責任で適切に回収し、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を万全に行い、回収ボックスから使用済み容器が漏れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- オ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- カ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に、販売管理会社の名称及び故障時の連絡先を明記すること。
- キ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ク 貸付期間満了又は契約解除により、自動販売機を撤去した場合には、設置者の負担のもと原状回復を行い、横浜市の確認を受けること。
- ケ 毎月末に電気メーター及び水道メーターの読み取りを行い、翌月の15日までに報告すること。また、売上金額及び本数についても、翌月の15日までに報告すること。

フルオペレーションの基本的な考え

自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務をすべて行っていただくものです。

- ◆商品の補充・売上金回収・清掃・メンテナンスまでを行っていただきます。
- ◆常に安定した高品質の商品を提供する品質保証活動(QC活動)をしていただきます。
- ◆自動販売機の維持につきましては、随時、専門技術サービス員を派遣し、保守業務を行っていただきます。
- ◆自動販売機の故障等には、**365日体制**で専門の修理サービスマンにより即時対応致していただきます。



- ・自動販売機への製品の補充
- ・現金の回収と釣り銭の補充
- ・空き缶の回収
- ・故障時の対応、点検に係わる業務
- ・自販機の清掃、周辺美化

4 その他

(1) 費用負担

ア 自動販売機の設置（付帯電気設備の設置含む）、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。新たな電気工事を必要とするものについては、事前に横浜市と協議するとともに、設置工事後すみやかに横浜市の確認を受けること。工事は、電気関係法令を遵守して施工すること。

イ 電気使用量・水道使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。

(注) 仕様書はあくまで現時点での予定であり、設置業者と協議の上、変更することもあります。